

第14回福島地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成21年7月6日(月)午後1時15分から午後2時50分まで

第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

第3 出席者

(委員)

柏村二三男, 高世三郎(委員長), 高瀬雅男, 高橋一郎, 高橋文郎, 二瓶由美子,
村上満男(五十音順, 敬称略)

(説明者)

柳田事務局長, 佐竹民事首席書記官, 齊藤刑事首席書記官, 佐々木事務局次長,
伊藤福島検察審査会事務局長, 長沼総務課長, 中野会計課長

(庶務)

松井総務課課長補佐, 渡邊総務課庶務係長

第4 議事等

1 開会(長沼総務課長)

金谷暁委員長及び森高重久委員長代理が異動により不在のため, 規則8条により長沼総務課長が委員長選任までの議事を進行した。

2 委員の交代

金谷暁委員長の異動に伴い高世三郎委員が, 森高重久委員長代理の異動に伴い鈴木信行委員がそれぞれ平成21年4月1日付けで委員に任命された旨説明。

3 委員長の選任

規則6条1項に基づき互選により高世三郎委員が委員長に選任された。

4 委員長代理の指名

委員長は, 同条3項に基づき委員長代理に鈴木信行委員を指名した。

5 議事

- (1) 裁判員裁判に安心して参加していただくための方策について(説明)
- (2) 検察審査会法の改正(審査補助員制度及び起訴議決制度等)について(説明)

- (3) 福島地家裁庁舎新営工事について(説明)
- (4) (1)の説明についての質疑応答等の要旨【●=委員長, ○=委員, ◎=説明者】
- 裁判員として裁判所までの往復の間に被害を受けた場合も補償されるのか。
 - ◎ 通勤時の被害も補償の範囲に入る。
 - 裁判員の心の問題に関しては、守秘義務に対する不安が大きいと思う。自分の家族との会話の中で裁判の内容をどの程度話してよいのか、また、裁判員の経験を職場で話題にしてもらうことは、制度を広める上では非常に良いことだと思うのだが、どこまで話してよいのか守秘義務との関係が難しい。ある程度の基準は必要であろうが、線引きが難しいのではないかと。
 - 評議の秘密に関する守秘義務違反に当たるかどうかは、評議の自由闊達な議論を阻害する危険があるかどうかで判断されることになる。断片的な発言を公にされると、裁判員等が発言自体を控えることになりかねず、これは許されない。これに対して、裁判員が、その苦労、心の悩みを家族に吐露したというような場合であれば、その内容が形式的には守秘義務違反に当たるように見えたとしても、責任を問うかどうかは柔軟に考えることができると思う。
 - 身体障がい者が裁判員に選任された場合の対策はどうなっているのか。
 - ◎ 裁判員候補者として呼出をされた方が身体に障がいをお持ちの方であれば、その旨を早期に連絡していただき、個々の障がいに応じてできる限り対応させていただく予定である。
 - 現庁舎においても、車椅子用スロープやリフトの設置等を行っている。今後も、参加していただくために可能な限り取り組んでいきたい。
 - 聴覚障がい者には手話通訳を手配してもらえるのか。
 - 手配する予定である。また、視覚に障がいをお持ちの方については、事件によっては、写真等の証拠を目で見て判断しなければならないものもあり、このような場合の参加は無理であるが、そのような場合を除けば、可能な限り参加していただきたい。
 - 視覚に障がいをお持ちの方については、点字で書類を作成することもある。
 - 法律の知識が無いので、裁判員として負担感があるとの声があるが、判断の

枠組みの一つとして、基本的な法理、例えば「疑わしき者は被告人の利益に」といった基本的なスタンスを十分に説明すれば、心理的な負担が軽くなると思われる。

また、制度としてやってみないと分からないことが多いと思うが、1年とか年度の終わりにでも情報を収集してフィードバックする機会があっても良いのではないか。

- これまで法律家なら口に出さなくとも当然議論の前提にしていた公理定理に当たるものについても、裁判員制度では一般の方に参加してもらうため、用語の意味等を含めて、裁判官が口に出して分かりやすく十分に説明しなければならないのは、そのとおりであり、制度施行後、そのように行われるよう信じている。

参加していただいた皆さんからの指摘は裁判所にとって貴重な糧となるので、経験に基づく意見や批判を取り入れていきたい。制度改善だけでなく個々の事件の運用に生かすためには、短時間でも裁判長がその場で裁判員等から意見をうかがい、そこで、例えば、「話しやすかった。」とか「説明が分かりやすかった。」といった感想や意見等があれば、次の裁判に生かしていく。さらに1年分程度取りまとめ、この委員会にも運用状況を報告し、皆さんのお知恵を拝借したいと考えている。

- 検察官は、分かりやすい冒頭陳述を目指し、お配りした資料にあるような「冒頭陳述要旨」をパワーポイントで作成して、手持ち資料としてもらっている。これらは2年ほど前から試行錯誤しながら使用しているところであるが、先日、久しぶりに刑事弁護を担当した弁護人からは、黒船が来たようだとの感想が聞かれたところである。

福島地方検察庁では、裁判員等の不安解消のため庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、具体的に想定される不安について検討を重ねてきた。その結果、裁判員等としては当日の手続の流れや、裁判の流れについて不安があるのではないかと想定し、その不安が少しでも解消されるよう独自のパンフレットを作成した。選任当日の流れや、法廷で何かをするのか公判手続の流れをなるべく分かりやすい言葉で書いたつもりである。内容については、あらかじめ福島地方裁判所に確

認してもらっており、本庁と郡山支部の裁判所の地図も表示した。

また、事実認定について不安を抱えている方々に対しては、兄弟喧嘩のケースをもとに、事実認定は日常の応用であることを説明している。

- 裁判員等は、一体自分が今どういう状態に置かれているのか、今後どのように進んでいくのか分からないと不安に思われるであろう。手続の流れが確認できると、自分の立ち位置がわかり安心できるだろう。配布された資料の冒頭陳述要旨は、事実関係が分かりやすく整理されているが、このような補助的手段もいろいろ検討されている。検察官も弁護士も、裁判員等に分かりやすく説明する責務を負っており、実行されるだろう。もちろん裁判所も補充的に説明していくことになるだろう。

(5) (2)の説明についての質疑応答等の要旨【●＝委員長，○＝委員，◎＝説明者】

- この改正は、あまり目立たない印象であったが、改正内容は画期的なものである。指定弁護士は、検察官の代わりを務めるということだが、調査の権限はどうなっているのか。捜査記録や資料については入手できるのか。
- ◎ いわゆる補充捜査等については、指定弁護士が検察官に嘱託して行う。また、捜査資料等については、検察官から指定弁護士に引き継がれることになる。
- 検察官は、指定弁護士に協力する義務がある。付審判請求と同じである。

(6) (3)の説明についての質疑応答等の要旨【●＝委員長，○＝委員，◎＝説明者】

- 工事期間中は、駐車場の利用がかなり制限されると思われるが、大丈夫か。
- ◎ 物理的に現在よりも駐車スペースが狭くなるため、来庁者には公共交通機関を利用していただくよう協力を求めている。
- 地裁跡地利用についてはどうなっているのか。
- ◎ 財務省へ引き継ぐことになるので、その後の利用については財務省で検討することになる。
- 土地面積が減るようで、息苦しくなる印象がある。もっと広くできなかったのか。
- ◎ 財政的観点からこのような面積になったものである。
- 裁判所の敷地内にある2本のしだれ桜はどうなってしまうのか。市民から愛されている桜であるので、是非とも残していただきたい。

- 工事にあたっては、桜の木が傷まないよう万全の注意を払うよう要望しているが、財務省に引き継ぐ土地の方に2本ともあるため、財務省に対し、市民から愛されている桜であることをくり返し伝えている。
 - 近隣住民への説明はどうなっているのか。
 - ◎ 既に5月に一度説明会を行っており、今後は、仮庁舎建設着工前と新営工事着工前にそれぞれ説明会を開催する予定である。
- (7) 上記以外のテーマ及び意見等の要旨【●＝委員長，○＝委員，◎＝説明者】
- 犯罪被害者の支援や二次被害を防止するために各種NPO、ネットワーク等が活動しており、これまでも最高裁や国会へ働きかけを行っている。性犯罪被害者は狭い地域で生活しており、居住を続けることもつらいといった状況もあるので、裁判所としても裁判員候補者等に対する配慮をよろしくお願ひしたい。
 - 性犯罪被害者に関する報道の問題もあるので、被害者支援者側からマスコミに対し、報道取材に関して二次被害防止のための配慮を求めてはどうか。
 - 二次被害防止の方策についての裁判所のスタンスは、既に新聞報道もされているところであるが、引き続き検討していきたい。
 - 日本カトリック司教協議会から聖職者に対し、裁判員に選任された場合は、過料を払ってでも辞退するよう働きかけるとする見解が発表されてから、シスターから相談を受けることが多い。宗教上の理由による辞退についてご検討をお願ひしたい。
 - 裁判員として職務を行う義務と思想・信条の自由の関係というのは大変難しい問題だと考えている。その点についても検討していきたい。

6 次回の予定等について

- (1) 次回の議題は、裁判員制度運用後の実情を主たるものとする。
- (2) 次回開催期日を平成22年2月2日(火)午後1時15分からとすることで了承された。

第5 閉会